

障害者のための 職業訓練の受託事業所を 募集しています。

県では、障害のある方を対象に、事業所現場を活用した職業訓練（実践能力習得科）を実施しています。訓練受託事業所には、訓練期間・時間等に応じて委託費が支給されます。

● 訓練の対象者は？

公共職業安定所に求職申込を行い、公共職業安定所長の受講指示・推薦を受けた障害者

● 訓練期間及び時間は？

1～3か月（1か月 100時間程度）

● 訓練内容は？

訓練内容は、事業所の事業内容を生かした内容とします。

なお、障害者職業訓練コーディネーター（高等産業技術学校に配置）と相談の上、訓練カリキュラムを作成していただきます。

● 委託費の金額は？

訓練生1人当たり

中小企業等の場合 96,000円/月（消費税別）

中小企業等以外の場合 64,000円/月（消費税別）

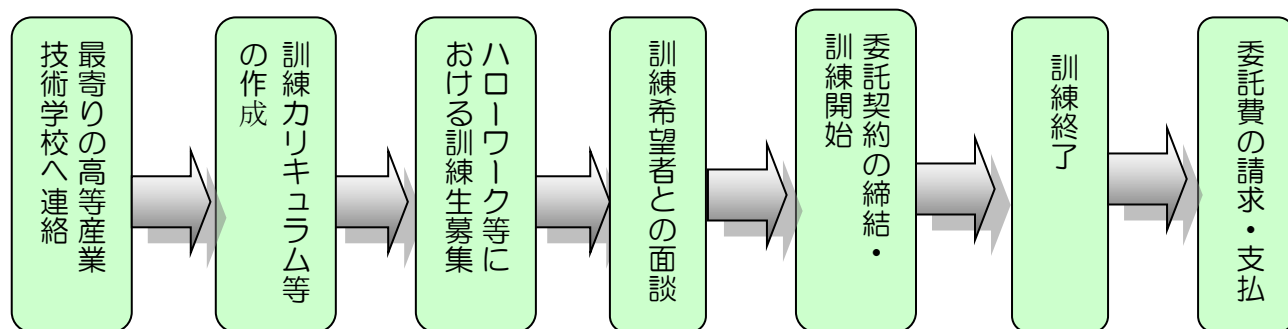
を上限として委託料を支払います。

※事業所規模の確認のため、別途書類を提出いただくことがあります。

● 訓練中に事故が起きたときは？

訓練生は、訓練中の労災事故を補償する『労働災害補償保険』に加入しています。

● 手続きの流れ



● 訓練実施にご協力をいただける事業主の方は……

最寄りの高等産業技術学校へご連絡ください。

問合わせ先

山口県立東部高等産業技術学校

Tel 0834-28-2233

山口県立西部高等産業技術学校

Tel 083-248-3505

実践能力習得科には こんなメリットがあります！



一定期間の訓練を行うことで、次のようなメリットがあります。

▽ 企業のメリット

- ✓ 雇用ではなく訓練であるため、委託費をお支払いします。
- ✓ 手続きが簡単です。
- ✓ 一定期間訓練を行うので、障がい者の作業能力・適性・特徴などを把握することができます。
- ✓ 問題点・職場環境の改善点などを見つけることができます。
- ✓ 支援機関と連携して、問題点・仕事の切出し・訓練内容の見直しなどを行うことができます。

▽ 障がい者のメリット

- ✓ 一定期間企業で訓練をすることから、仕事内容や職場の雰囲気把握することができます。
- ✓ 訓練期間中は、訓練時間を徐々に増やしていくなどの柔軟な計画を立てることができ、自分のペースで仕事に慣れることができます。
- ✓ 訓練期間中は訓練手当等が支給されますので、経済的な支援を受けることができます。

- 障がい者、企業双方の不安を解消することができるため、定着率が高くなります。
- 訓練開始時は、仕事内容や訓練時間などを配慮しながら訓練を行います。が、訓練終了時には、企業の求める就労レベルに達するように訓練計画を立てます。

以上のように、障がい者、企業双方にメリットがあり、障がい者雇用には最適な制度となっています。

是非ご活用ください！！

最寄りの高等産業技術学校へご連絡ください。

問合わせ先

山口県立東部高等産業技術学校

Tel 0834-28-2233

山口県立西部高等産業技術学校

Tel 083-248-3505